

許可条件

1. 福岡市民ホール条例および同条例施行規則、福岡市民ホール管理要綱を守るとともに、これらに基づく福岡市民ホールの管理の業務に従事する者の指示に従ってください。
2. 条例第6条の規定による利用の許可を取り消し又はその利用を停止した場合において利用者が損害を受けても市はその責を負いません。
3. 利用料を納期限内に納入されないときは、条例第6条第1項の規定により許可を取り消します。
4. 既納の利用料金は還付しません。ただし、管理者は次の各号に掲げるものについてはその全額又は一部を還付することができます。
 - (1) 天災地変その他不可抗力により利用できなくなったとき（全額）
 - (2) 許可利用者が大ホール又は中ホールを利用する場合にあって、利用しようとする日の2月前までの間に利用取止め届を提出し、又は福岡市民ホール予約システムにより利用の取止めを申し出たとき（5割相当額）
 - (3) 許可利用者が小ホール、リハーサル室・練習室又はエントランスホールを利用する場合で次に掲げるとき
 - ア 利用しようとする日の14日前までに利用取止め届を提出し、又は福岡市民ホール予約システムにより利用の取止めを申し出たとき（全額）
 - イ 利用しようとする日の7日前までに利用取止め届を提出し、又は福岡市民ホール予約システムにより利用の取止めを申し出たとき（5割相当額）
5. 利用許可内容の変更または追加が必要となった場合には、やむを得ない事由によるものであって、かつ他の利用者及び施設の管理上支障がない場合に限りこれを認めます。許可内容の変更又は追加を行う場合には、福岡市民ホール利用変更許可申請書（管理要綱 様式4号）に利用許可書を添えて管理者に提出してください。
6. 利用許可以外の場所の立ち入りはできません。
7. 他の利用者に迷惑をかけてはいけません。
8. 施設、付属設備等を破損・滅失、汚すような行為はしてはいけません。
9. 所定の場所以外で飲食、喫煙、火気の使用はできません。
10. 許可なく動物（身体障害者補助犬法（平成14年法律第49号）第2条第1項に規定する身体障害者補助犬を除く）又は危険物を持ち込むことはできません。
11. 許可なく物品を販売し、展示はできません。
12. 許可なく壁、柱等にはり紙、釘打ち等はできません。
13. 利用者は、利用期間中その利用にかかる建物及び附属設備を善良は管理者の注意をもって管理していただきます。
14. 特別な設備は、利用許可期限満了前に利用者の負担において撤去し、現状に復さなければなりません。利用者がこれを行わない場合には、市長がこれを行い、その費用を利用者から徴収いたします。
15. 利用者が建物若しくは附属設備を破損し、滅失し、汚損したとき、又は利用許可期限が満了しても使用を終わらず、若しくは条例第9条の設備を撤去しないで市に損害を与えた場合、利用者はその損害を賠償していただきます。
16. 利用者は施設の管理業務に従事する者が職務執行のため立ち入り検査をするときはこれを拒むことが

できません。

17. 火災、盗難、及び人身事故、その他事故防止に努めてください。
18. 収容人員は所定の人員を超えないようにしてください。
19. 施設、附属設備等の利用を終えたときは、管理業務に従事する者の点検を受けてください